

# 保育料について

## 保育料とは

宇佐市に住民票のある児童が認可保育所・認定こども園等(以下、施設)を利用するにあたって毎月、保護者に負担していただく料金です。教材費や主食費などの諸経費(以下、雑費)は含みません。

## 保育料の算定について

保育料は以下の3つの要素によって決まります。

### ①保護者の課税状況(所得)による算定

算定対象者\*1の市民税の所得割額を合計して算定します。一般的に所得が高くなるほど保育料は高くなります。

\*1「算定対象者」とは原則保護者(父・母)ですが、同居の祖父母等が家計の主宰者である際などは家計の主宰者である祖父母等が加わることがあります。

### ②児童の年齢による算定

利用する年度の4月1日時点の満年齢(以下、学年齢)によって算定します。

### ③利用時間(保育必要量)による算定

保育標準時間認定(1日最大11時間まで)か、保育短時間認定(1日最大8時間まで)かで保育料が異なります。

## 《保育料の試算について》

所得等の個人情報を含みますので、電話でのお答えはできません。

ご希望の方は、窓口に来庁していただき、ご本人(算定対象者)の身分証明書(免許証等)を提示してください。

なお、前年に市外にお住まいだった等により、課税情報が確認できない場合もございますので、予めご了承ください。

※施設による保育料の違いはありませんが、雑費は園によって異なる場合があります。  
また、認可外施設を利用する場合は施設ごとに設定されます。

### ある年度(n年度)の保育料算定イメージ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①課税による算定	(n-1)年度の市民税額で算定					n年度の市民税額で算定						
②年齢による算定	n年度の学年齢で算定											

## 保育料減免事業について(宇佐市にこにこ保育支援事業)

多子世帯の利用負担軽減を図る目的で第2子以降の保育料を全額補助する  
大分県独自の補助事業(県と市が1/2ずつ負担)です。

**対象児童: 学年齢3歳未満で第2子以降の児童**

※父・母いずれかから見て第2子以降であれば対象になります。

第何子かを確認するために戸籍謄本等の提出が必要な場合があります。

## 幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月1日より始まった幼児教育・保育の無償化により、1号認定(教育標準時間認定)で通う全ての児童及び、  
2号認定(保育認定)で学年齢3歳以上の児童の保育料が全て無償となりました。

また、上記以外の児童のうち、住民税非課税世帯の児童もあわせて無償となりました。

※年度途中に満3歳に到達した児童は、2号認定で施設を利用する場合は3歳の誕生日を迎えた次の4月から、

1号認定で施設を利用する場合は1号認定での利用が開始した月から無償となります。

## 副食費の免除について(宇佐市独自事業)

学年齢3歳以上の児童及びそれ以外の1号認定で施設を利用している児童の副食費が全て無償になります。

※上記以外の児童の副食費は保育料に含まれています。

※主食費は別途となります。

これらの制度を踏まえ、現在、保育料(その他の費用を除く)がかかる方は

- ① 学年齢3歳未満
- ② 父母いずれから見ても第1子
- ③ 住民非課税世帯でない

上記①～③の全てに当てはまる方のみとなっています。

## 世帯状況による保育料の軽減の特例措置

以下に該当する方は、保護者等の所得状況によって保育料の軽減の特例措置を受けることができます場合があります。但し、軽減を受けるためには必要に応じて提出書類が必要な場合があります。

- 「**在宅障害者世帯**」 一緒に住んでいる方の中で障害者手帳をお持ちの方がいる世帯
- 「**生活保護の適用世帯**」 生活保護の適用を受けている世帯
- 「**ひとり親世帯**」 児童扶養手当または、ひとり親医療の認定を受けた世帯

## 離婚調停中またはDVの申請をされている家庭について

上記の家庭の保育料について、平成29年9月からお子さんと一緒に暮らしている保護者のみで算定を行うよう変更しています。要件や提出いただく書類がありますので保育支援係にご相談ください。

## 保育料の変更等に関する必要な届出について

下記の場合は保育料が変更になる場合がありますので速やかに子育て支援課又は、各支所市民サービス課に届けてください。

- 保護者が離婚または結婚した場合
- 世帯構成に変更があった場合
- 児童及び世帯員が障害者手帳の交付を受けた場合
- 生活保護の開始・廃止が生じた場合
- 税金の修正申告・更生の請求をした場合

## 令和2年度宇佐市特定教育・保育施設の保育料

○1号認定(教育標準時間認定) ※幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)を利用する場合  
世帯の階層区分によらず、全て無償(0円)

○2号・3号認定(保育認定) ※保育所、認定こども園(保育所部分)、小規模保育等を利用する場合

階層	定義		3歳未満児		3歳以上児		
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	
第1	生活保護法による被保護世帯		0円	0円	全て無償 (0円)		
第2	市町村民税 非課税世帯		ひとり親等 の世帯	0円			0円
			上記以外 の世帯	0円			0円
第3	48,600円未満 (均等割のみ含む)		ひとり親等 の世帯	6,000円			5,800円
			上記以外 の世帯	13,600円			13,300円
第4-1	48,600円以上 57,700円未満		ひとり親等 の世帯	6,000円			5,800円
			上記以外 の世帯	20,500円			20,100円
第4-2	57,700円以上 77,101円未満		ひとり親等 の世帯	6,000円			5,800円
			上記以外 の世帯	20,500円			20,100円
第4-3	77,101円以上 97,000円未満		20,500円	20,100円			
第5	97,000円以上 169,000円未満		31,100円	30,500円			
第6	169,000円以上 235,000円未満		39,000円	38,300円			
第7	235,000円以上 301,000円未満		42,000円	41,200円			
第8	301,000円以上 397,000円未満		46,000円	45,200円			
第9	397,000円以上		52,500円	51,600円			

\*「市町村民税所得割課税額」とは住宅取得控除等の税額控除前のものです。